

2019年5月23日

株式会社ヤシマキザイ

代表取締役社長 高田 一昭

問合せ先：

執行役員管理本部長 阿部 昌宏

03-6758-2558

<https://www.yashima-co.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社グループは、公正かつ透明な企業活動を行うことを経営の基本とし、この方針を支えるコーポレート・ガバナンスの重要性を充分認識し、経営の公正性・透明性、迅速な意思決定の維持・向上に努めます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則 1-2③ 株主総会関連の日程の適切な設定】

当社は、いわゆる集中日での株主総会開催を避ける等、株主総会関連の日程の適切な設定を行うことを検討してまいります。

##### 【補充原則 3-1② 英語での情報の開示・提供】

当社は海外投資家比率が極めて低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用しておりません。海外投資家比率が増えた場合に検討いたします。

##### 【原則 4-2 取締役会の役割・責務 (2)】

当社では、例えば新規事業の立ち上げや海外への事業展開の提案がされた際には、経営会議及び取締役会にて多角的かつ十分な検討を行ない、承認した提案が実行される際には経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援しております。

経営陣の年度報酬については、業績や経営環境、職務、経験、貢献度、従業員に対する処遇との整合性等を総合的に考慮し、監査等委員でない取締役については代表取締役に決定を一任し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。監査等委員でない取締役への中長期的な業績と連動する報酬については導入を検討してまいります。

##### 【補充原則 4-2① 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】

当社経営陣の年度報酬については、業績や経営環境、職務、経験、貢献度、従業員に対する処遇との整合性等を総合的に考慮し、監査等委員でない取締役については代表取締役に決定を一任し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。その決定に際して客観性・透明性ある手

続と報酬制度を設計していきます。監査等委員でない取締役への中長期的な業績と連動する報酬については導入を検討してまいります。

**【補充原則 4-10① 独立した諮問委員会の設置】**

当社は、取締役等の指名については、独立社外取締役 3 名で構成する監査等委員会が出席する取締役会で決定しております。監査等委員会が適切に監視・監査しているほか、必要な助言も受けられる状況にあるため、客観性・透明性のある取締役会の運営ができていると判断し、任意の諮問委員会の設置はしていません。取締役等の報酬については、監査等委員でない取締役については代表取締役に決定を一任し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。

**【補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性分析・評価】 <開示>**

現時点では、取締役会の実効性について分析・評価は行なっておりませんが、今後検討してまいります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】****【原則 1-4 いわゆる政策保有株式】 <開示>**

当社では純投資以外の目的で、政策保有株式として得意先企業、及び仕入先企業の株式を保有しています。取引上の安定的な関係の維持・強化もしくは情報収集を目的とし、長期保有を原則としています。取締役会で個別の政策保有株式について、保有の妥当性を資本コストに見合っているか等、具体的に検証し、その内容を開示していきます。政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該取引先の方針・戦略を勘案した上で、議案ごとに中長期的な視点で企業価値の向上に資するものかあるいは当社の中長期的な経済的利益の増大に資するかを総合的に勘案して行使しています。

**【原則 1-7 関連当事者間の取引】 <開示>**

関連当事者間の取引については、「関連当事者取引規程」を整備し、これに則って運用しています。関連当事者取引を実施する場合は監査等委員会に意見を求め、取締役会での決議を必要としており、また、毎年定期的に取り引状況を総務部にて調査し、該当事項があれば取締役会で承認しています。

**【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】 <開示>**

当社は確定拠出年金制度を採用しており、毎年従業員に対する資産運用に関する教育実施を行っております。

**【原則 3-1 情報開示の充実】 <開示>**

(i) 会社の目指すところ（経営理念）は当社ホームページにて開示しています。

<https://www.yashima-co.co.jp/ja/company/philosophy.html>

(ii) <コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社グループは、公正かつ透明な企業活動を行うことを経営の基本とし、この方針を支えるコーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識し、経営の公正性・透明性、迅速な意思決定の維持・向上に努めます。

<コーポレート・ガバナンスに関する基本方針>

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利を尊重し、その実質的な確保のため法令に従い適切に対応するとともに、全ての

株主が権利を適切に行使することができるよう、環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでいきます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、株主を含むステークホルダーとの適切な協働に努め、グローバルな企業市民として、より良い社会、持続可能な社会の実現に向けても積極的に働きかける存在として、さらなる努力をつづけていきます。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令等に基づき、四半期ごとに会社の財政状態、経営成績等の財務情報を開示するとともに、非財務情報についても、ホームページへの掲載やニュースリリースなどによるマスメディアへの情報発信等を通じ、適時適切に情報を開示し、企業経営の透明性の確保と説明責任を果たしていきます。

(4) 取締役会等の責務

当社は、取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外取締役の役割を重視しつつ、客観的な立場からの業務執行監督機能の実効性確保に努めていきます。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を重視していきます。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

業績や経営環境、取締役の職務、経験、貢献度、従業員に対する処遇との整合性等を総合的に考慮して決定しており、監査等委員以外の取締役は、株主総会で決議した報酬総額の上限の範囲内で、代表取締役決定を一任しています。監査等委員は、株主総会で決議した報酬総額の上限の範囲内で、監査等委員会で決定しています。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

役員規程で「役員は法定の要件を備え、人格および見識ともに優れ、その職責を全うすることのできる者でなければならない」と定めており、これに沿う人物を指名しています。指名手続きとしては、取締役会で決定しています。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

選解任・指名理由を開示資料に記載します。

**【補充原則 4-1① 経営陣への委任範囲の明確化と概要】 <開示>**

当社は、取締役会の意思決定の範囲を、会社法等の法令に定められた事項のほか、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程に定める重要な事項としています。その他一般業務に係る職務権限は、業務執行の機動性と柔軟性を考慮の上、意思決定の迅速性と経営の活力を高めることを基本的な考え方とし、職務権限規程（職務権限表）等に定める基準に応じ、代表取締役、各管掌役員に委任いたしております。

**【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 <開示>**

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を準用し、当社が選任する独立社外取締役の資質及び独立性の基準を明確にする予定です。いずれの基準においても、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて明示する予定です。

**【補充原則 4-11① 取締役会のバランス・多様性】 <開示>**

当社は、定款で定める員数の範囲内で、取締役会を構成しています。取締役の指名については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断するとともに、実効性および実質的な議論を確保するために、取締役会全体としてのバランスおよび多様性も考慮して指名を行っています。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることを要件として指名を行っています。

**【補充原則 4-11② 取締役会・監査役の兼任状況】 <開示>**

当社は、社外取締役および取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査等委員の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。

本報告書の更新日時点における社外取締役および取締役の他の上場会社の役員の兼任状況については、以下に記載のとおりです。

木村恵子：東洋インキ SC ホールディングス株式会社 独立社外取締役

山田隆明：セーラー万年筆株式会社 取締役監査等委員

**【補充原則 4-14② 取締役・監査役のトレーニング】 <開示>**

当社は、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対するトレーニングの方針を策定しており、開示してまいります。

**【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】 <開示>**

当社は、株主との相互理解を深め、信頼関係を構築するためには、適時、適切かつ積極的な情報開示と、双方向のコミュニケーション活動が重要であると考えており、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する株主からの申込みに対しては、前向きに対応しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤泰子	468,400	18.15
神鋼造機株式会社	428,000	16.58
関年子	280,400	10.86
東京中小企業投資育成株式会社	200,000	7.75
ヤマキザイ従業員持株会	191,200	7.41
関正一郎	191,152	7.41
佐藤厚	190,761	7.39
株式会社みなと銀行	123,000	4.77
コクサイエアロマリン株式会社	120,000	4.65
日本生命保険相互会社	100,000	3.87

支配株主名	—
-------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

なし
----

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員であるものは除く。）は、10名以内。監査等委員である取締役は5名以内。
定款上の取締役の任期	取締役（監査等委員であるものは除く。）は、1年。監査等委員である取締役は2年。
取締役会の議長	取締役会長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
倉田 二三夫	税理士												
木村 恵子	弁護士												
山田 隆明	公認会計士／税理士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉田 二三夫	○	該当事項はありません。	税務当局における長年に渡るキャリアを有し、かつ、税理士の資格を有しており、専門的な知識と幅広い経験を通じて、当社の企業統治の整備及び充実に資する監査に活かしていただく目的で選任しております。
木村 恵子	○	該当事項はありません。	弁護士としての資格を有しており、専門的な知識と幅広い経験を通じて、当社の企業統治の整備及び充実に資する監査に活かしていただく目的で選任しております。
山田 隆明	○	該当事項はありません。	公認会計士・税理士の資格を有しており、専門的な知識と幅広い経験を通じて、当社の企業統治の整備及び充実に資する監査に活かしていただく目的で選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	—	—	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査等委員会の同意を要するものとしております。補助使用人は業務執行にあたり、監査等委員会の指揮・命令に従い、監査等委員の監査に必要な調査を行う権限を有しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、内部監査室並びに会計監査人と必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を十分に監視し、会社業務の適法性、妥当性の確保に万全を期しております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	なし
-----------------	----

### 【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役



それぞれの報酬等の限度額を決定しております。  
 監査等委員でない各取締役及び監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員でない取締役については代表取締役に決定を一任し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の社外取締役3名は全員が監査等委員であり、補助使用人が情報伝達や個別の事案の説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、原則毎月1回、さらに必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項を審議しております。業務執行につきましては、経営会議において業務執行の前提となる重要事項を協議しております。監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名で構成されております。また、監査等委員会監査の実効性を担保するため、1名の補助使用人を配置しております。監査等委員会は、定期的、さらに必要に応じ臨時に開催することとしており、各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査部門の報告や関係者の聴取などにより取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。  
 内部統制につきましては、当社グループとしての内部統制機能の充実に図り、グループ内でのより高い企業倫理の確立に向けて努力しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員会を運営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、重要な業務執行の決議を業務執行取締役委任できる環境を整え、迅速な経営判断のもとに機動的な会社運営を可能とすることで、企業価値のさらなる向上に資するものとして、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期発送に努めるとともに、当社ホームページへの掲載を行う予定としております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日を回避した株主総会の設定に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載を行う予定としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後に実施予定ですが、詳細は今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算、年度決算終了後に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家等の比率も踏まえ、開催を検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社IRサイトに掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を予定しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス行動原則に、事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する旨及び経営トップは、本行動原則の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびに関連会社にもその徹底を図るとも

	に、取引先にも促します。また、社内外の意見を常時把握し、実効ある社内体制を確立する旨を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティを巡る課題を解決できる商品を開発・取り扱うことで対応しております。また、物流子会社においてはISO14001シリーズを取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	開示する情報は、定められた適時開示手続きを経て、開示を行ってまいります。更に、開示した情報は、速やかに当社IRサイトに当該情報を掲載いたします。なお、法令等の要件に該当しない場合であっても、当社を理解いただくために有効と判断した情報については、積極的に公平・公正かつ適時に開示してまいります。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関しましては、法令・定款の遵守と業務の適正性、効率性を確保するため、内部統制システムに関する基本方針を定めております。この方針に基づく内部統制システムの運用を徹底し、さらに必要に応じて整備、改善していき、一層実効性のある運用に努めてまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役、従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行することは、社会の一員として最も大切なことであることと認識し、一人ひとりが誠実に業務を遂行する体制を構築する。

(2) 当社グループ全体に法令遵守を浸透、徹底させるため、「コンプライアンス規程」を定め、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会（委員長：当社代表取締役社長）を開催する。これにより、各種法令、当社グループ経営理念、諸規程及び企業倫理等を各部門が徹底して遵守する体制を構築、推進する。

(3) 内部通報制度規程を定め、その適切な運用により、通報者が不利益にならないように保護するとともに、違法行為等について抑制、未然防止、早期発見並びに早期解決を図り、企業の透明性を構築する。

(4) 当社グループは、反社会的勢力を認めず、一切の関係を持たない。反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした対応をする。反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談して対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び監査等委員は、株主総会議事録、取締役会議事録その他の重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）について、法令及び社内規程に基づき、保存及び管理を行う。これらの文書等は、取締役及び監査等委員が必要に応じて閲覧できるものとする。

3. 当社グループの損失の危機に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」等を定め、その抱えるリスクを常に注視するとともに、定期的に

開催するコンプライアンス・リスク管理委員会等を通じてその対応について決定及び指導を行う。

また、当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会において、必要に応じて当社グループの関連部署に出席を求め、リスクの状況を報告させる。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、職務分掌を定め、各業務執行取締役が責任をもって担当する領域を明確にする。当社グループは、グループ中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めて責任を持って遂行する。当社グループは、取締役会を定期的で開催する。また、経営効率を向上させるため、当社の代表取締役会長・代表取締役社長・取締役副社長で構成される経営会議を毎月開催し、業務執行に係る基本的な事項及び重要事項を協議する。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営については自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行う。また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会からの要請により、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査等委員会の同意を要するものとする。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

上記6. に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査等委員会の指揮・命令に従い、監査等委員の監査に必要な調査を行う権限を有する。

9. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。

(2) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに著しく損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、又はその報告を受けたときは、直ちに監査等委員会に報告する。

(3) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が当社グループの業務及び財産の状況について報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。

(4) 監査等委員会は、内部監査室と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

(5) 社内の通報窓口及び相談窓口である総務部は、当社グループにおける内部通報等の状況について、定期的に監査等委員会に報告する。

10. 当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けな

いことを確保する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとし、その旨を当社の取締役及び従業員、並びにグループ各社の取締役、監査役及び従業員に周知徹底する。

1 1. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の取り扱いに関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査等委員の職務執行について発生する費用は、監査等委員の請求により当社が負担する。

(2) 監査等委員会は、当社グループの会計監査人や内部監査室からの監査内容について定期的に報告を受け、連携を図る。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力を認めず、一切の関係を持たない。反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした対応をする。反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談して対応する。

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

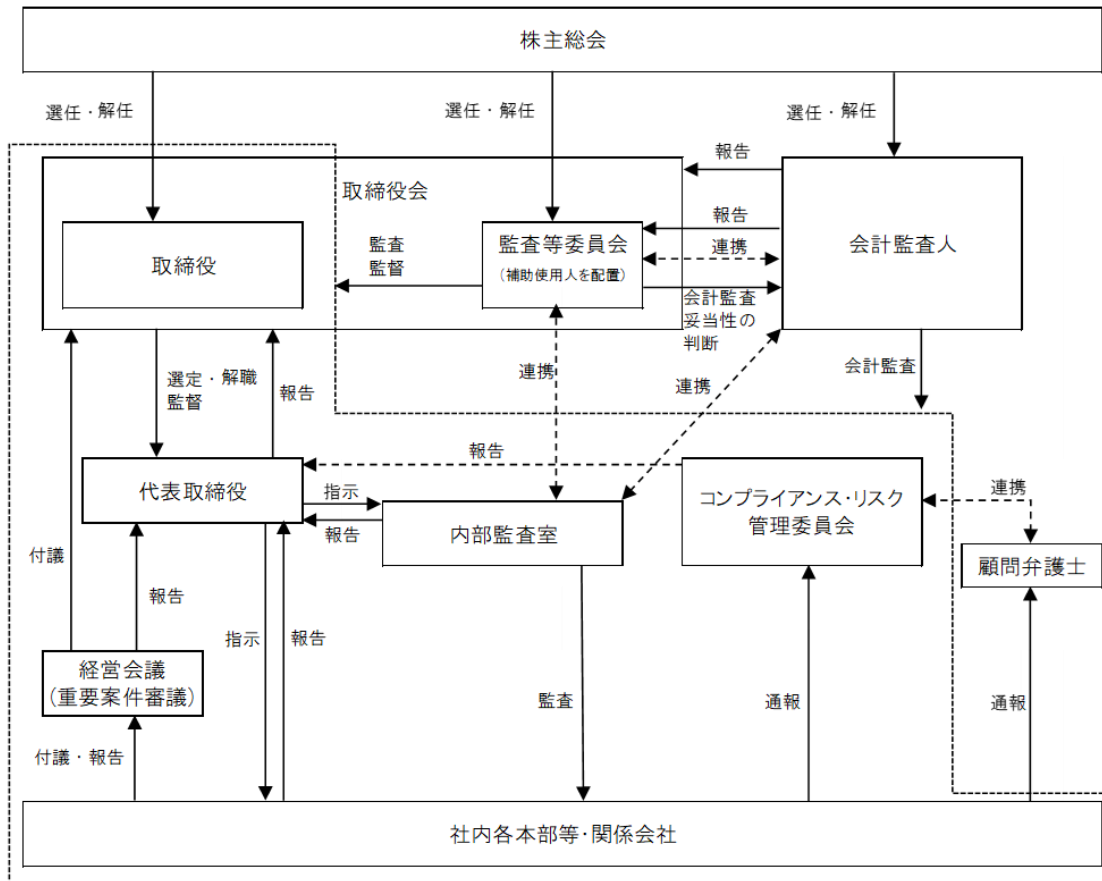
買収防衛策導入

なし

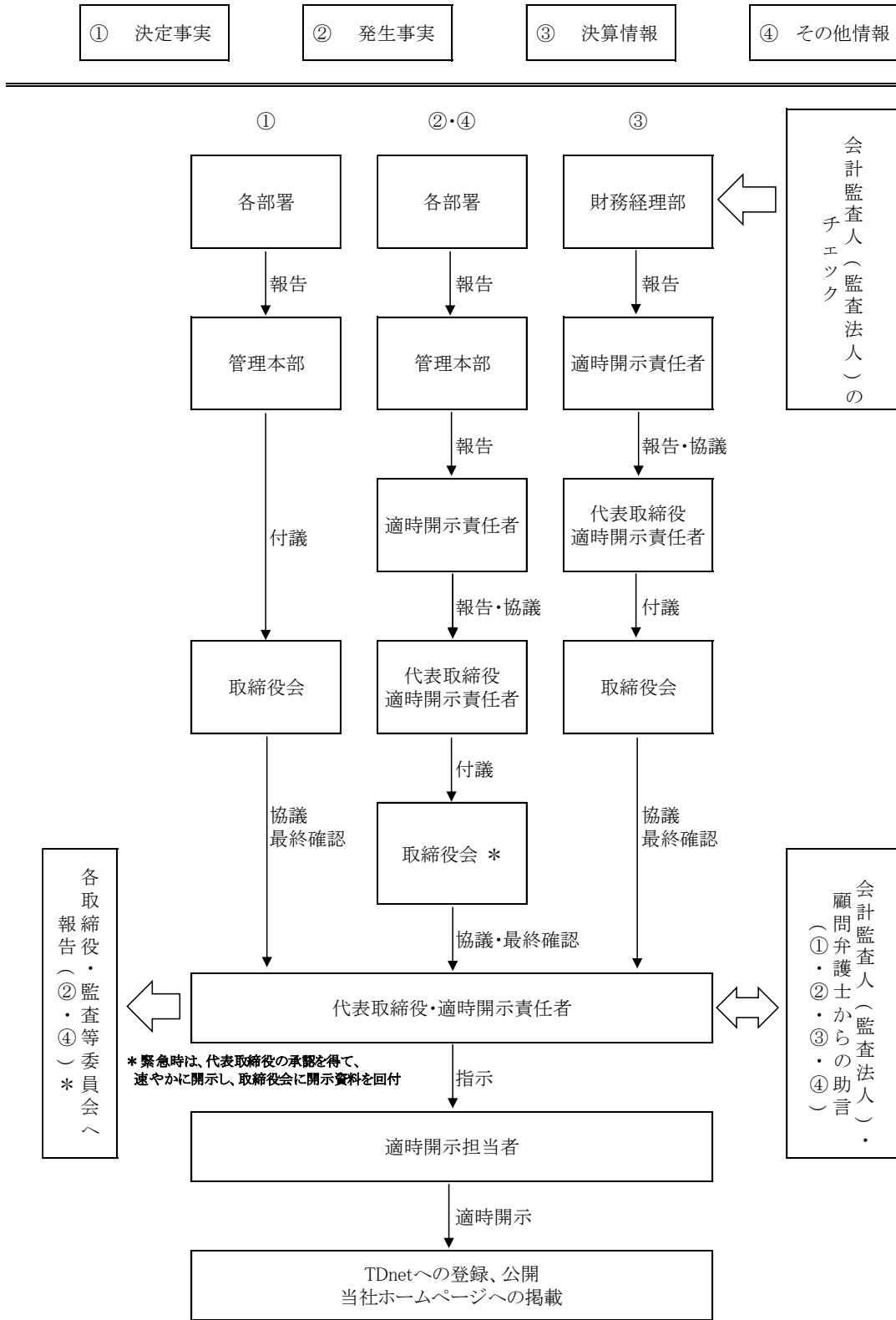
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【ガバナンス模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要】



以上